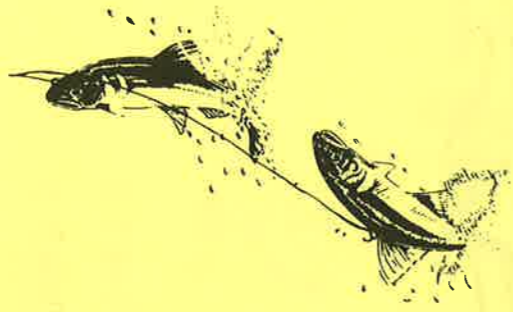


あゆ解禁のごあんない

皆様待望のあゆ釣りシーズンが到来いたしました。本年は、びわ湖産1,200kg、海産500kgを放流しました。

解禁日・遊漁料は下記の通りです。お互いに楽しく遊漁ができるよう、次のことにご留意ください。

- ★遊漁証、組合員証は必ず見える箇所に着用して下さい。
- (着用なき場合は、違反者とみなし、遊漁料及び課徴金を徴収します。)
- ★遊漁証は他人に譲渡・貸与はできません。又、再発行もできません。
- ★監視員が厳しく監視取締りを行いますので、違反のないようご注意ください。
- ★本組合管内での遊漁上の事故等については、組合は一切その責任は負いません。事故が発生しないよう十分ご注意ください。
- ★場所取りの為にテント・ロープを張ること、棒等を立てること、焚き火等の行為を禁止します。
- ★酸素ボンベ及びエアポンプ等の使用は一切禁止します。



1. 解禁日

①友づり解禁日 6月20日(日曜日)

友鮎は1尾500円です。友鮎購入の際は必ず組合員証・遊漁証をご提示願います。

②ひっかけ解禁日 8月8日(日曜日)夜明けから

但し、夜間のひっかけ、がりは、8月22日(日)日没後

③あみ解禁日 8月15日(日曜日)夜明けから

④火光利用による引き網解禁日 8月22日(日曜日)日没後

2. 遊漁料

種別	漁法	区分	遊漁料(税込)	摘	要
年券	友づり・ひっかけ	男性	11,000円	ひっかけ、がりは、8月8日(日曜日)夜明けから	
"	"	女性	5,000円	"	"
"	"	70歳以上	5,000円		当組合区域内在住者のみ(要証明書) 満70才以上の人(昭和26年5月31日以前に生まれた方)
日券	あみ	1反につき	3,000円		年券所有者に限り日券では入漁出来ません
	火光利用による引き網	1人につき	3,000円		同上
日券	友づり	1日につき	3,000円		
日券	ひっかけ	1日につき	5,000円		

高校生以下無料。

組合の定款、遊漁規則により違反した場合は上記料金の外に2,000円を申し受けます。但し、解禁日以前に密漁した場合は課徴金30,000円を申し受けます。

3. 区域

当組合の区域は赤桶、中部電力発電用ダムから上流の榊田川本流及び支流(但し、森連ダムの湛水区域は除く)

4. 釣り専用区域 裏面記載図表のとおり

5. 遊漁券取扱所 ○印 友鮎有ります

地域	区分	氏名	電話番号	地域	区分	氏名	電話番号
田引		久保守	0598-46-0872	加波	○	立岡功	0598-47-0637
"		山手宏之	0598-46-0805	"	○	かみや食堂	0598-47-0008
栗野	○	砂子商店	0598-45-0765	波瀬		谷隆二	0598-47-0047
富永		西浦牛乳店	0598-45-0749	"		山林舎	0598-47-0326
七日市		森本電機商会	0598-45-0039	"		波瀬駅	0598-47-0828
森	○	今西俊次	0598-45-0874	宮前		飯高駅	0598-46-0808
"		土記新市	0598-45-0236	大黒田		フィッシング遊松阪店	0598-23-4454
				南町		水谷つり具店	0598-26-3997

● 監視員

監視員証と書かれた
エンジ色の帽子を
かぶってます。



令和3年6月

各位

松阪市飯高町加波481-2

榊田川上流漁業協同組合

◎お問い合わせは組合長宅へ ☎0598-47-0637

代表理事組合長 立岡功

功

釣り専用区域

期 間 令和3年**8月31日**まで（釣専用区域の開放は9月1日午前6時からただし、一部地域を除く）

- 区 域**
1. 絆橋（やまびこの下）より下流、桑原橋まで 約1,800m
 2. 乙栗子橋より下流、乙栗子口橋まで 約500m
 3. 笠松大橋より下流、旧鍋倉橋まで 約1,000m
 4. 元林間キャンプ場より下流、毛原橋まで 約800m（釣専用区域の開放は8月15日午前6時から）
 5. 口野々橋より下流、新田引橋まで 約300m（釣専用区域の開放は8月15日午前6時から）



※蓮川は、種苗保護のため友づくりのみとします。

【注意】

- 釣り竿が送電線に近づくと感電する恐れがあるため、送電線付近での釣り竿の取扱いには充分注意してください。
- ◆遊漁者のみなさんへお願い！
- 農家の方の田畑に獣害ネットが施工してあります、開けたら必ず閉めてください。
- 環境美化にご協力をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。
* おとり店等にお越しの際は、マスク着用・十分な距離等の対策をお願いします。
また、立ち寄り箇所も最小限に抑えてください。

○青田・蓮地区はアミ漁を禁止します。